

成長戦略フォローアップ(令和元年6月 21 日閣議決定) 抜粋

4. 国家戦略特区

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 更なる規制改革事項の追加

⑬ 外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

- ・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。